

津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 2 日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

津幡町条例第 9 号

津幡町手数料徴収条例の一部を改正する条例

津幡町手数料徴収条例（平成 1 2 年津幡町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「1 2 1， 0 0 0 円」を「1 9 8， 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。